

## 岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、岩倉市指定文化財（以下「文化財」という。）の維持及び管理保存等に要する経費を補助し、もって本市における文化財の愛護を図ることを目的とする。

### (補助の対象)

第2条 市は、文化財の維持及び管理保存等を行う所有者及び管理者（団体等を含む。以下「所有者等」という。）に対し、その維持及び管理保存等に要する経費の一部を補助することができる。

### (補助金額)

第3条 市の行う補助は、予算の範囲内で2分の1以内とし、その補助の交付限度額は、600万円とする。

### (補助申請)

第4条 文化財の維持及び管理保存等に要する経費について市の補助を受けようとする所有者は、岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

### (交付の決定及び通知)

第5条 市長は、前条の申請書の提出があった場合は、その内容を審査し、適当と認めるときは補助金の交付を決定する。

2 前項の審査に当たり、次の各号のいずれかに反するときは、補助金の交付申請を却下することができる。

- (1) 補助金の交付が法令及び予算の定めるところに適合すること。
- (2) 補助事業の目的及び内容が適正であること。
- (3) 金額の算定が的確であること。
- (4) 所有者及び管理者に補助事業の遂行能力があること。

3 市長は補助金の交付を決定したときは、速やかに、その決定内容及びその条件を岩倉市指定文化財維持及び管理保存等補助金交付決定通知書（様式第2）により申請者に通知しなければならない。

### (請求書の提出)

第6条 補助金交付の決定通知を受けたもの（以下「補助対象者」という。）は、指定の期日までに岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金請求書（様式第3）を市長に提出しなければならない。

2 補助対象者は補助事業の目的及び内容により補助金の執行を期するため、岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金分割請求書（様式第3の2）により補助金を分割して請求することができる。

(補助金の交付)

第7条 市長は、前条の請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付する。

(事情変更による決定の取消)

第8条 市長は、補助金の交付を決定した場合において、その後の事情の変更により特別の必要が生じたときは、補助金交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容若しくはこれに付した条件を変更することができる。ただし、当該補助金に係る補助事業のうち既に経過した期間に係る部分については、この限りでない。

(補助金交付決定の取消)

第9条 申請者が補助金を他の用途へ使用し、又は交付決定の内容及びこれに付した条件その他法令等に違反したときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第10条 市長は、補助金の交付決定を取り消した場合は、補助事業の当該取消しに係る部分について、既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその補助金を岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金返還請求書(様式第4)により返還させるものとする。

(実績報告)

第11条 補助対象者は、当該補助事業が完了したとき、岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金実績報告書(様式第5)に参考となる書類を添えて、当該年度の3月31日までに市長に提出しなければならない。

(補助金の確定)

第12条 市長は、前条の実績報告書が提出されたときは、書類等の審査及び必要に応じて行う調査により、その報告に係る補助事業の成果が補助金交付決定の目的及び内容に適合し、適正であると認めるときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助対象事業者に岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金確定通知書(様式第6)により通知する。

(指導及び検査)

第13条 市長は、補助金の予算執行の適正を期するため必要があるときは、補助事業が効果的に実施されるよう適時指導するとともに、その内容について検査をすることができる。

(適用除外)

第14条 補助金の交付目的及びその内容により、この要綱によりがたく、かつ合理的でないと認めるときは、あらかじめ市長の承認を得てこの適用を除外することができる。

附 則

この要綱は、昭和55年11月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成5年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成24年1月4日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1（第4条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者  
住 所  
氏 名

年度岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等  
補助金交付申請書

岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金交付要綱に基づき補助金の  
交付を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

1 事業計画

（1）事業名

（2）事業の目的

（3）事業費の総額

円

（うち補助金申請額

円）

2 添付書類

（1）事業費見積書（写）

（2）事業費収支予算書（別紙1）

（3）事業計画書（別紙2）

（4）その他参考となる資料

別紙 1

年度岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等  
補助金に係る事業費収支予算書

1 歳 入

区 分	金 額 (円)	説 明
合 計		

2 歳 出

区 分	金 額 (円)	説 明
合 計		

別紙 2

年度岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等  
事業計画書

1 事業の目的

2 事業の概要

3 事業計画

実施予定年月日	事業名	事業内容	備考

様式第2（第5条関係）

第 号  
年 月 日

様

岩倉市長

印

年度岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等  
補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請の岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等  
補助金については、岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金交付要綱に  
基づき、下記のとおり交付する。

記

- 1 補助金交付金額 金 円
- 2 補助条件 補助事業以外に使用しないこと。

様式第3（第6条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

請求者

住 所

氏 名

年度岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等  
補助金請求書

年 月 日付け 発第 号で交付決定のあった岩倉市指定  
文化財の維持及び管理保存等補助金を交付してください。

記

1 事業名

2 補助金請求額 金 円

振込先

金 融 機 関 名

種 類

口 座 番 号

口 座 名 義

年 月 日確認



様式第3の2（第6条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

請求者  
住 所  
氏 名

年度岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等  
補助金分割請求書

年度岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金を次のとおり請求し  
ます。

記

総請求金額	円
（今回請求額	円）
（次回請求額	円）

様式第4（第10条関係）

第 年 月 日  
号

様

岩倉市長

印

年度岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等  
補助金返還請求書

年度岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金を次の理由により返還して下さるようお願いいたします。

記

1 返還理由

2 返還金額 金 円

3 返還期限 年 月 日

様式第5（第11条関係）

年 月 日

岩倉市長 殿

申請者

住 所

氏 名

年度岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等  
補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で交付決定のあった岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金に係る事業が完了したので、岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等補助金交付要綱に基づき、下記のとおり報告します。

記

1 補助金額 金 円

2 添付書類

- (1) 実績報告書（別紙1）
- (2) 事業費収支精算書（別紙2）
- (3) その他参考になる書類

別紙1

年度岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等  
補助金に係る実績報告書

1 事業名

2 事業目的

3 事業費の総額（決算額）                      金                      円

4 事業完了年月日                                      年      月      日

別紙2

年度岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等  
補助金に係る事業費収支精算書

1 歳 入

区 分	金 額 (円)		未収入額 (円)	説明
	当 初	収入済額		
合 計				

2 歳 出

区 分	金 額 (円)		未支払額 (円)	説明
	当 初	決算額		
合 計				

様式第6（第12条関係）

第 年 月 日  
号

様

岩倉市長

印

年度岩倉市指定文化財の維持及び管理保存等  
補助金確定通知書

年 月 日付けで実績報告のありました 年度岩倉市指定文化財  
の維持及び管理保存等補助金については、岩倉市指定文化財の維持及び管理保  
存等補助金交付要綱に基づき、下記のとおり補助金の額を確定します。

記

1 補助金の確定額 金 円